

太子町学校給食調理業務等委託者募集要領

太子町学校給食共同調理センター（以下、「給食センター」という。）の調理及び配送業務（以下、「調理業務等」という。）に係る委託者を選考するため、公募により参加事業者を募集します。

1 目的

この要領は、給食センターでの調理業務等の実施にあたり、学校給食の意義や特性を十分に理解し、厳格な衛生管理体制及び優れた調理技術を有するとともに、豊富な事業実績があり、確実な業務が実施できる委託者を選定するため、参加事業者の企画提案のうちから優秀者を選考します。

2 給食センターの施設及び業務概要

- (1) 所在地 兵庫県揖保郡太子町沖代 17 番地
- (2) 名 称 太子町学校給食共同調理センター
- (3) 履行期間

令和 8 年 8 月 1 日から令和 13 年 7 月 31 日まで（長期継続契約 5 年間）

本募集は、令和 8 年度予算の成立を前提とした準備行為であり、令和 8 年 3 月の太子町議会の予算の議決を経て履行できるものとなります。また、令和 8 年 7 月 31 日までの契約準備期間において、委託料は発生しないものとします。

(4) 仕様書

業務仕様書については、太子町（以下、「町」という。）のホームページからダウンロードしてください。

（トップページの「組織から探す」の「給食センター」の「調理業務等委託プロポーザル」の中に掲載）

なお、仕様書に掲載する「13 報告様式等」の各種様式については、委託者にのみ配付します。

(5) 施設建設計画図

位置図、平面図及び厨房機械設置計画図については、参加表明書を提出した事業者に配付します。

(6) 業務準備品等

給食センターには、調理従事者の事務室及び控室を設置しますが、事務室等に必要な机、椅子、棚、更衣ロッカー、冷蔵庫、扇風機、洗濯機、ポット等の物品は、委託

者の負担で設置してください。

3 太子町学校給食調理業務等委託プロポーザル審査委員会

当該調理業務等の履行に最も適した契約の相手方となる候補者（以下、「契約候補者」という。）の選定を厳正かつ公平に行うため、太子町学校給食調理業務等委託プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設置します。

4 参加資格等

審査委員会に参加する事業者は、次の各号の資格要件を全て満たす者とします。

- (1) 参加表明書提出期日（令和8年2月2日(月)）までに、太子町入札参加資格者名簿（物品・役務）に登載されている者
- (2) 法人格を有し、本委託業務を遂行するための、安定的かつ健全な財政能力を有している者
- (3) 一日あたり2,000食以上の学校給食共同調理場等の大量調理施設での調理業務等の実績を継続して3年以上有しており、かつ、現在も該当する施設での調理業務等を行っている者
- (4) 次のいずれかに該当する者は、参加事業者になることはできません。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - ② 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申し立がなされている者。ただし、会社更生法に基づく更正手続き開始の決定を受けたもの又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた場合は、この限りではありません。
 - ③ 国税及び地方税を滞納している者
 - ④ 過去2年以内に、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の営業停止処分を受けた者
 - ⑤ 太子町契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年告示第19号）第3条に規定する入札参加排除の措置を受けた者

5 留意事項

- (1) 事業者は、参加表明書の提出をもって、要領等の掲載内容を承諾したものとみなします。

- (2) 参加のために必要な費用は、参加事業者の負担とします。
- (3) 参加事業者から提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属します。
ただし、採用した提案書等の著作権は、町に帰属とします。
- (4) 提出された書類は、全ての審査が終わるまで変更できません。
- (5) 町が提示する本件資料は、いかなる場合でも第三者に使用、又は開示することを禁止します。
- (6) 情報公開
- ① プロポーザル実施に当たり、参加事業者から提出された書類は、太子町情報公開条例（令和4年条例第15号）の規定に基づき情報公開の対象としますが、情報公開の対応は、本契約締結後とします。
- ② 委託者の契約に関する事項について情報公開請求があった際には、条例の規定に基づき開示するため、企業秘密等の理由により不開示とする場合については、その部分を特定したうえで、情報公開時に判断します。
- ③ 委託者以外の提出書類は、不開示とします。
- (7) 次のいずれかに該当するときは、無効とします。
- ① 資格審査申請書の提出時から委託者決定までの期間に、参加事業者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合
- ② 一人の参加事業者が複数の提案を行った場合
- ③ 同一事項に対し、2通り以上の書類が提出された場合
- ④ 審査の公平性を欠く行為があった場合
- ⑤ 著しく信義に反する行為があった場合
- (8) その他
- ① 町が提示する資料及び回答書は、本要領と同等の効力を有するものとします。
- ② 本要領に定めるもの以外に、必要な事項が生じた場合は、参加事業者に通知します。

6 スケジュール

実施スケジュールは、次のとおりとします。

土曜日・日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は、受付等を行いません。

実施スケジュール

①	公募開始	1月7日
②	質問の受付	公募開始～1月22日

③	質問への回答	1月 29 日
④	参加表明書及び会社概要書等の提出	1月 22 日～2月 2 日
⑤	書類審査結果及びプロポーザル審査開催通知	2月 9 日
⑥	企画提案書の提出	2月 16 日～2月 24 日
⑦	プロポーザル審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	3月 18 日
⑧	契約候補者決定及び審査結果の通知	3月中旬
⑨	契約交渉	3月下旬
⑩	契約締結	令和 8 年 7 月予定

7 質問の受付及び回答

(1) 提出期限

令和 8 年 1 月 22 日（木）15 時まで

(2) 提出方法等

質問は、内容を簡潔に記載のうえ、電子メールにて送信してください。なお、送信後は受信確認のため、電話連絡をお願いします。

送信先等：太子町学校給食共同調理センター 電話 079-277-1155

E メールアドレス : kyusyoku@town.hyogo-taishi.lg.jp

(3) 質問への回答

令和 8 年 1 月 29 日（木）17 時までに町のホームページ上に掲載します。なお、質問を行った事業者名は公表しないものとします。

8 参加表明書及び会社概要書等の提出

プロポーザル参加事業者は、次のとおり書類を提出してください。

(1) 提出期間

令和 8 年 1 月 22 日（木）から令和 8 年 2 月 2 日（月）15 時まで

(2) 提出方法

①郵送（原則）：書留又は簡易書留で送付のこと。（締切日当日の消印有効）

②直接持参：事前に当センターへ連絡のうえ、提出期限当日 15 時までに持参。

（土日・祝日を除く平日午前 8 時から受付）

(3) 応募に必要な書類等

① 参加表明書（様式第 1 号）

② 会社概要書（様式第 2 号）及び次の添付書類ア～ウの写し等

ア 自社のパンフレット

イ 直近 3 期分の損益計算書及び貸借対照表

ウ 一日あたり 2,000 食以上の学校給食共同調理場等の大量調理施設での調理業務

等の実績を継続して3年以上有しており、かつ、現在も該当する施設での調理業務等を行っている受注件数の一覧

(4) 提出書類の書式等

- ① 正本は、8(3)の①②の順に、A4判縦、横書き、左綴じ、ページ番号を付し、クリップ止めしたもの1部
- ② 副本は、参加表明書を除く提出書類の写しを①の要領で綴り、クリップ止めしたもの9部

(5) 無効（失格）とする場合

- ① 提出方法の誤り及び提出先へ期限内に届かないもの
- ② 記載すべき事項の全部又は一部に漏れがあるもの
- ③ 虚偽の内容が記載されているもの

(6) 町が参加要件を満たしていると認めた者には、令和8年2月9日（月）にプロポーザル審査実施の通知をします。

9 企画提案書の提出

(1) 提出期間

令和8年2月16日（月）から令和8年2月24日（火）15時まで

(2) 提出方法

- ①郵送（原則）：書留又は簡易書留で送付のこと。（締切日当日の消印有効）
- ②直接持参：事前に当センターへ連絡のうえ、提出期限当日15時までに持参。
(土日・祝日を除く平日午前8時から受付)

(3) 提出書類

① 見積書（様式第3号）

ア 見積額は、5年間の総額とし、契約期間における賃金・物価上昇等を加味して見積を行ってください。また、取引に係る消費税及び地方消費税を除いた金額を提示してください。

イ 見積りは、仕様書に基づき、従業員の職種別人員費の明細、保健衛生費、現場経費、管理費、初期投資（事務備品）費等の内訳明細（様式任意）を1年ごとに作成したものを添付してください。（複数年同様の場合は、内訳明細書1枚でも可能ですが、内訳明細書に該当年度を掲載してください。）

ウ 見積書に押印する印鑑は、会社印及び代表者実印（法務局等が証明する印鑑）としてください。

② 企画提案書

プロポーザル審査項目 10(7)①から⑤について提出してください。

③ 提出書類の書式等

- ア 正本は、様式第4号を表紙に、企画提案書を10(7)①から⑤の順に、A4判縦、横書き、左綴じ、ページ番号を付し、クリップ止めしたもの1部（表紙を除き40ページ以内とし、文字サイズは10ポイント以上とする。）
イ 副本は、様式第4号を除く企画提案書の写しを、前アの要領で綴り、クリップ止めしたもの9部

10 プロポーザル審査

8(6)の通知者のプロポーザル審査は、次のとおり行います。

- (1) 日 時 令和8年3月18日(水) 13時30分～
- (2) 場 所 太子町役場 議会棟 全員協議会室
- (3) 30分程度（プレゼンテーション20分、質疑応答10分程度）
※ 準備・撤収は、審査前後約15分間に行ってください。
- (4) 出席者は、4人までとします。
- (5) スクリーンは、町が準備しますので、プロジェクター及びパソコン、提案書類等の準備物は、自社で準備してください。
- (6) プrezentation等の順番は、参加表明書の受付順とし、辞退者が生じた場合は、順次繰り上げとします。
- (7) 審査委員会当日は、次の①から⑤について審査します。
 - ① 学校給食における基本的な考え方
 - ② 業務実施体制
 - ③ 危険予知及び有事の考え方
 - ④ 衛生管理の考え方
 - ⑤ 調理従事者等の研修及び教育

11 審査に関する留意事項

- (1) 審査委員会は、業務実績、会社の経営状況、見積額及び企画提案の内容について、審査を行います。
- (2) 審査における各項の配点は、次のとおりとします。
 - ① 学校給食における基本的な考え方（10点）
 - ② 業務実施体制（40点）
 - ③ 危険予知及び有事の考え方（30点）

- ④ 衛生管理の考え方（40点）
- ⑤ 調理従事者等の研修及び教育（20点）
- ⑥ 業務実績等（10点）
- ⑦ 会社の経営状況（10点）
- ⑧ 見積額（80点）

※ 予定価格は、5年間総額604,500千円（税抜き）とします。

- (3) 業務実績及び提案に係る審査で、評価得点の合計が最も高い提案をした者を優秀者とし、調理業務等委託者の契約候補者とします。
- (4) 契約候補者が契約を締結しない場合は、次に得点の高い提案者から順に契約交渉を行い、合意に達した者を契約候補者とします。
- (5) 審査結果の通知は、契約候補者、当該参加事業者及び参加事業者全ての評価点を明示しますが、選定されなかった参加事業者と審査結果が結びつかないようにします。
- (6) 審査の結果、適切な候補者がないときは、「適切な候補者なし」とする場合があります。
- (7) 審査結果について異議申立てをすることはできません。

12 契約における履行条件について

(1) 契約時期（予定）

契約は、令和8年7月末までの締結を予定しておりますが、契約にかかる協議が整い次第、速やかに締結することとします。

履行期間は、令和8年8月1日から令和13年7月31日まで（長期継続契約5年間）

(2) 委託料は、双方協議により決定した額とします。

- ① 委託料の支払いは、当該年度の契約額を月割し、各月の調理業務等の実績報告を検収した上で、受注者からの請求があった日から30日以内に支払います。
- ② 調理業務等の履行実績が契約内容と著しく異なる場合は、双方協議により委託料を変更できるものとします。

(3) 受注者の債務不履行

受注者の責めに帰すべき事由により債務不履行、又はその懸念が生じた場合、町は、受注者に対して修復勧告し、一定期間内に修復策の提出及びその実施を求めることができ、受注者が当該期間内に修復をすることができないとき町は、契約の解除及びこれにより生じた損害賠償を請求します。

(4) 契約保証金

本業務委託の契約保証金は、太子町財務規則第136条（平成4年規則第17号）の

規定にもとづき契約金額の 100 分の 10 以上に相当する額の履行保証保険を、本契約締結時に徵します。

13 問合せ先

太子町教育委員会 学校給食共同調理センター

〒671-1543 兵庫県揖保郡太子町沖代 17 番地

電話 : 079-277-1155 FAX : 079-277-2055

メールアドレス : kyusyoku@town.hyogo-taishi.lg.jp